

映像制作業務委託契約書

PLAYER DESIGN(以下「甲」)と (以下「乙」)は、以下の通り委託契約（以下「本契約」)を締結する。

第1条(業務内容)

乙が甲へ委託する業務(以下「本業務」)は、 映像制作(以下「本制作物」)とする。

第2条(仕様)

甲は、乙によるデザイン・構成などの指示に従って本制作物を制作する。

第3条(納期・代金)

1. 本制作物の納期については、甲乙間での協議により別途定めるものとし、本業務の代金（以下「本代金」）は、甲が発行する請求書に記載の金額（税込み）とする。
2. 乙が甲に支払う本代金は、甲が発行する請求書に記載の支払期限までに、その全額を支払うものとする。
3. 前項の支払に必要な手数料は、乙の負担とする。

第4条(代金に含まれるもの)

本代金には、本制作物の制作・著作権譲渡・知的財産・著作者人格権不行使に関する対価を含むものとする。

第5条(受領検査)

1. 本制作物について、乙は双方で合意した内容に則って検査を行う。
2. 検査が不合格となったものについては、乙の指示に基づいて本制作物の補修・修正・再作成などを対応したのち、再度検査を受けることとする。
（ただし、再検査が3回目以降となる場合であっても、不合格の理由が甲の責に帰すべき事由（当初の指示内容の未反映や制作上の不備等）であるときは、別途料金は発生しないものとする。）

第6条(納品及び商品化)

1. 甲は、甲乙間で別途協議し合意した期限までに、本制作物を乙に納品するものとする。
2. 乙は納品から7日以内に検査を行わなければならない。
3. 前項の期間内に、乙から甲に対して修正などの要求がある場合には、文書にてこれを甲に申告するものとする。甲は、当該文書を受領後速やかに修正等の作業を行う。
4. 第2項の期間内に、乙から甲に対し修正などの申し出がない場合は検収完了とする。

第7条(支払方法)

乙は甲に対し、第3条第2項に則り、甲の指定銀行口座へ振り込む方法によって本代金を支払う。

第8条(著作権の帰属)

1. 本制作物にかかる一切の著作権(著作権法第27条および第28条で定める権利含む)は、

乙に帰属するものとする。

2. 甲は著作権人格権について、一切行使しないものとする。

第9条(再委託の禁止)

甲は、本業務の履行について、第三者へ再委託してはならない。

第10条(特急料金)

1. 乙が通常納期を短縮する作業、休日対応、営業時間外対応その他緊急性を伴う対応を依頼した場合、甲はその可否を任意に判断できるものとする。

2. 甲が前項の依頼を承諾した場合、乙は通常料金とは別に、甲が定める特急料金を支払うものとする。

3. 特急料金は、甲が提示する見積書または請求書に記載された金額とし、乙は異議なくこれを支払うものとする。

4. 特急対応に伴い通常の品質確認工程を一部簡略化する必要がある場合、甲はその内容を事前に乙へ通知することで、当該簡略化に起因する軽微な不具合について責任を負わないものとする。

5. 乙による特急対応の依頼後のキャンセルについては、甲は既に発生した作業費用および特急料金相当額を請求できるものとする。

第11条(第三者の権利侵害)

甲は乙に対して、本業務において第三者の著作権、知的財産権、その他権利について侵害しないことを保証する。

第12条(相殺)

甲が乙に対して金銭債務を有している場合、甲はこれをもって代金と相殺することができる。

第13条(解除)

乙が以下の各号の一つに該当した場合、甲は本契約の全てまたは一部を解除できる。

1. 乙が、本契約の各条項に違反したとき
2. 乙について、破産、特別清算、民事再生、会社更生の申立てがあったとき
3. その他、本契約の継続が困難な事由が発生したとき

第14条(秘密保持)

甲および乙は、本契約において取得した秘密について、相手方の書面承諾を得ない限り、第三者へ開示または漏えいしてはならない。

第15条(裁判管轄)

甲および乙は、本契約について紛争が発生した場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所にすることを合意する。

第16条(協議事項)

本契約で規定していない事項や、規定事項に関する解釈で疑義が発生したものについては、その都度協議を行って解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：
(住所)

乙：
(住所)